

日本学術会議有権者登録について

今年11月25日に日本学術会議第8期会員の選挙が行なわれます。日本学術会議において選挙し、また選挙されるには日本学術会議事務局に備えた有権者名簿に登録されなければなりません(天気、10巻巻表紙3頁参照)。

1. 登録カードの提出について

- (1) 前回(第7期昭和40年)の選挙の有権者については、前回提出のカードにより、本年資格審査が行なわれました。

これに関し、日本学術会議中央選挙管理会から登録用カードを提出されるよう通知のあった方以外は、すべて有権者名簿に登録されますから、あらためて登録用カードを提出する必要はありません。

ただし、前回の登録における所属以外の部または専門で今回の登録を求めようとする方は、下記様式第1の「所属部または専門変更届」により、登録カード用紙を請求して下さい。

- (2) 前回の選挙の有権者以外の方および前回の選挙の有権者で中央選挙管理会からあらためて登録用カードを提出されるよう通知のあった方が、今回の選挙に登録を求める場合は、中央選挙管理会に登録用カード用紙を請求入手のうえ、昭和43年3月31日までに中央選挙管理会に必着するよう登録用カードを提出しなければなりません。

4月1日以後に到着した登録用カードは、中央選挙管理会で保管して、次回(第6期昭和46年)の会員選挙の登録用カードとして取り扱います。

2. 登録用カード用紙の請求について

- (1) 登録用カード用紙の請求に関し、大学、研究機関等に対して、「登録用カード用紙請求者名簿の提出を依頼して、便宜上これをもって「登録用カード用紙請求書」に代え、その提出された名簿に基づき、中央選挙管理会から当該大学、研究機関等あて一括カード用紙を送付します。

したがって、中央選挙管理会から名簿提出を依頼された大学、研究機関等に所属する方で、既に個人としてカード用紙を請求した方以外の方は、なるべくその所属の大学、研究機関等から提出の名簿によって、登録用カード用紙を請求して下さい。(名簿によって請求する場合は、個人からの請求は不要ですから、重複して請求しないよう特に注意して下さい。)

- (2) 前記大学、研究機関等に所属しない方等で今後個人でカード用紙を請求する方は、下記様式第2により「登録用カード用紙請求書」を直接中央選挙管理会あて提出して下さい。

3. 有権者等の異動届について

有権者は氏名、住所、本籍、勤務機関および職名および勤務地のいずれかに異動があったとき、博士の学位を取得した場合または住居表示の変更があったときは、そのつどすみやかに、下記様式第3により、「有権者異動届」を中央選挙管理会に提出しなければなりません。これを怠るときは、有権者の権利を行使できないことがあります。

なお、登録用カード提出者は、有権者名簿に登録される以前においても異動の届を励行して下さい。

また、本人が死亡した場合は、その旨を遺族またはその関係者から届け出て下さい。

様式第1 (用紙はなるべく半紙裁大(B5)のもの、または葉書を用いてください。様式第2第3の場合も同じ)

所属部または専門変更届	
昭和 年 月 日	
日本学術会議中央選挙管理会 御中	
(現登録の所属) 第 部 学 地方区	
(ふりがな)	
氏名 ㊟	
<p>わたくしは、日本学術会議第8期の会員選挙のための有権者名簿への登録に際しては、現在の所属部または専門を変更いたしたいので登録用カード用紙を請求いたします。</p>	

様式第2

登録用カード用紙請求書	
(ふりがな)	
氏名 ㊟	
住所	
勤務機関および職名(又は自営の職業名)	

様式第3

日本学術会議 会員選挙		有権者異動届	
昭和 年 月 日			
日本学術会議中央選挙管理会 御中			
第 部 学 地方区			
(ふりがな)			
氏名 ㊟			
下記のとおり異動がありましたからお届けします。			
事 項		(新)	(旧)
1. 氏 名			
2. 住 所			
3. 本 籍			
4. 勤務機関および職名			
5. 勤 務 地			
6. 博士の学位	学位の種類 授与年昭和 年		授与大学 所属学会

- (注)1. 事項1~6のうち該当事項のみ記載すれずよい。
2. 新たに博士の学位を取得した者は、学位の種類、授与大学、授与年とともに、かならず所属学会名を記入すること。